第18回 ブラジルでの活動と、それに伴う問題点

愛知県弁護士会会員・ブラジル公益法人CIATE専務理事 大嶽 達哉 Otake,Tatsuya

小職は、2012年4月より、2年程度の予定で、サンパウロにあるブラジルの公益法人国外就労者情報支援センター(CIATE(シアチ) - Centro de Informação e Apoio ao Trabalhador no Exterior)に専務理事として派遣されています。この小稿では、ブラジルでの活動の概要、ブラジルに渡った動機及び海外業務に伴う問題点について、簡単に述べたいと思います。

1 ブラジルでの活動の概要

(1)CIATEでの活動

① CIATE設立の経緯

CIATEは、2012年に設立20周年を迎えたブラジルの公益法人です。現在、CIATEは、公益財団法人海外日系人協会が厚生労働省から受託している日系人のための就労環境改善事業のうち、現地事業を受託しています。この現地事業では、①日本の求人情報及び②日本での就労に必要な基礎知識を、ブラジルで提供しています。これらを通じて、日本で就労する日系人の就労環境を改善することを本事業は目的としています。言うなれば、サンパウロ版ハローワークとなりましょう。

CIATE設立の1992年当時、ブラジルは経済破綻に苦しんでおり、そこへ日本の入管法改正がなされ、ブラジル人を中心とした日系人が日本での「デカセギ」に殺到しました。この「デカセギ」という言葉が「Decasségui」というポルトガル語になったほど大きな現象となりました。その結果、周知のとおり、日本国内で数多くの社会問題が生じました。CIATEは、渡航前に、日本での就労に必要な知識等を提供し、このような社会問題を抑止することを目的として設立されました。

② CIATEでの業務

小職は、CIATEにおいて、専務理事として法人の業務全般の管理を行うほか、日本での就労を希望する方の就職相談と、労働法制や社会保険制度などの知識の普及の業務を担当しています。法人運営と労働法等の日本法の知識が弁護士としての専門性を期待されているところといえましょう。しかし、いわゆるリーマン・ショック後、日本での就労が困難となったことから、今では、長期に日本で就労して帰国された方の年金相談が多くなっています。

(2)ブラジル法の研鑽

小職は、上記のCIATEの業務のほか、ブラジル法の制度・実務の研鑽に努めています。

① ブラジルの法制度

ブラジルの法制度は、1822年の独立時から、近代法制度としての整備が進められてきたもので、日本と同程度の伝統があります。例えば、民法は、統一法典の整備こそ1916年と遅れたものの、パンデクテン体系をとる精緻なもの(現行法は2002年に全改されたもの)となっています。この民法は、19世紀後半から周辺諸国に影響を与えています。また、労働法は、日本より格段に労働者保護に厚く、労働事件を専門に扱う労働裁判所が設置されています。

② 二宮正人法律事務所の支援

小職のブラジル法の制度・法実務の研鑽は、学生時代の恩師で、ブラジルの弁護士であり日系ブラジル人の二宮正人サンパウロ大学法学部教授の指導・協力いただくことにより実現しているものであり、ブラジル法のアップトゥーデートの情報は、主に同教授の弁護士事務所より提供していただいています。

2 ブラジルへ渡った動機

(1)ブラジル社会の現状

① 世界最大の日系社会

ブラジルには、約150万人の日系人からなる世界最大の日系社会があります。日系人、特に一世の方

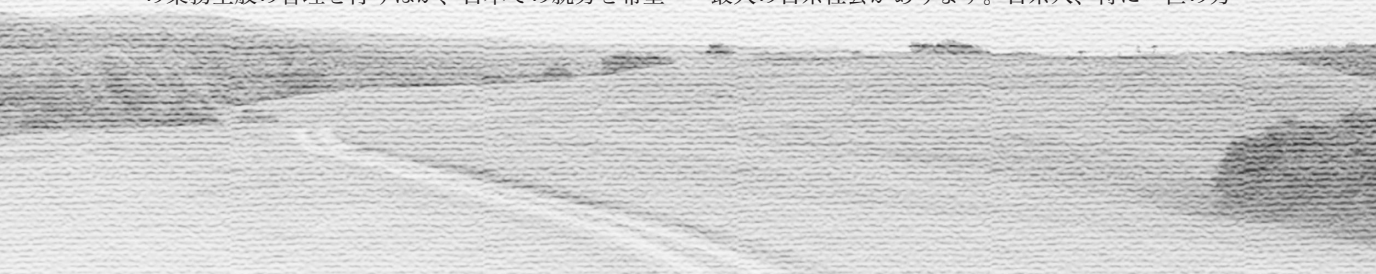

は文字どおり生存競争を勝ち抜いてこられており、非常に魅力的な方が多くいます。

小職は、日々何杯も飲むほどコーヒーが好きで、また音楽もブラジルのものをよく聴いています。ブラジル好きが高じて、何度か訪問を繰り返すうちに、多くの日系人と知り合い、ここで実際に生活してみたいと思うようになりました。

② ブラジル法制度の認知度

ブラジル法はポルトガル語を使用していることから、日本法と同様に、外国でその内容があまり知られていません。英語ですら文献が少ないのですから、ましてや日本語で紹介した文献は非常に限られています。また、ブラジルに長期滞在し、ブラジル法の研究や実務に従事をした日本の弁護士は過去にほとんどいません。

そのため、先述したような立派な法制度があるのに、ブラジルに行くと言うと、弁護士ですら「法制度整備の支援ですか?」と尋ねるほど、ブラジルの法制度は日本で知られていません。

③ ブラジルの経済発展

ご承知のとおり、ブラジルはBRICsの一角として2000年代から急速な経済発展を続けています。石油、鉄鉱石、バイオエタノールなどの資源や、畜産品、果実などの農産物に恵まれています。例えば、日本が輸入する鶏肉のほとんどはブラジル産です。また、航空機などの工業分野も著しい成長を続けています。2014年サッカーW杯、2016年リオ五輪、2020年サンパウロ万博(誘致中)、2022年建国200年と、大型イベントが控えています。経済成長は、近時「踊り場」といわれているものの、今後も続いていくと思われます。

日本企業も、中国や韓国の企業と比べ後手に回った感は否めませんが、1980年代以降実質的に途絶えていたブラジル進出をようやく再開するようになりました。日本の弁護士事務所も、調査・研修のため、弁護士を派遣するようになりました。

(2)弁護士としての専門性の獲得

小職は、なかなか司法試験に受からず、30代後半での弁護士登録でした。そのため、旧60期の修習でしたが、今の修習生ほどではないにせよ、就職には非常に苦労しました。幸いにも、宮澤俊夫弁護士に採用していただき、非常に親身に指導していただきました。本当に感謝の念に堪えません。

しかし、就職活動の経験等から、弁護士大増員の時代にあっては、他にない専門性がなければ、弁護士として生き残ることはできないという危機感を強く持つようになりました。また、自分の年齢から、キャリア形成について早期に決める必要があると考えていました。そうしたときに、先述の二宮正人弁護士より、CIATEの職を紹介いただきました。そこで、経済成長の著しいブラジルで、業務を通じて日系社会とのつながりを強めながら、ブラジル法の研鑽に努め、それを将来の弁護士業務に生かせるキャリアを作っていきたいと考えたのが今回の赴任の動機です。

3 海外業務に伴う問題点

海外での業務は、当然、習慣や言語などで大きな困難を伴い、これを克服する必要があります。しかし、弁護士登録を維持しながら、海外での業務に従事すると、これとは別の問題が伴います。それは、現行の登録制度が弁護士業務を行わない登録を想定していないことから生じます。

現行の登録制度では、業務を行わなくても、毎月数万円の会費を支払う必要があるほか、日本国内に電話等の事務所の形態を維持しなければならず、FAXを含め紙媒体で行われる会からの連絡を受け取る必要があります。そのため、国内で業務を行わなくても、電話等や会からの連絡を管理するための人員を確保しなければなりません。電子媒体の活用などで、本来ほとんど費用をゼロにできることを、費用をかけて維持しなければならないのです。

多くの国では、登録するだけであれば軽微な会費を支払えば済むことが多く、登録を維持するために多額の経済的負担を伴うというのは、なかなか理解してもらえません。登録を外せば、実は登録を続けられない事情があるのではないかと疑われかねませんし、弁護士と名乗ることができなくなります。「弁護士登録資格者」とでも名乗ればよいのでしょうか。

現行の登録制度は、こうした点についてほとんど配慮されていないのです。

4 結語

海外での業務は、多くの困難を伴いますが、単なる観光や視察ではなく、実際に海外で業務に従事すると、日本社会を相対化する視点を持つことができます。少なくともこのような視点は、将来の国内での弁護士業務に役立つことでしょう。
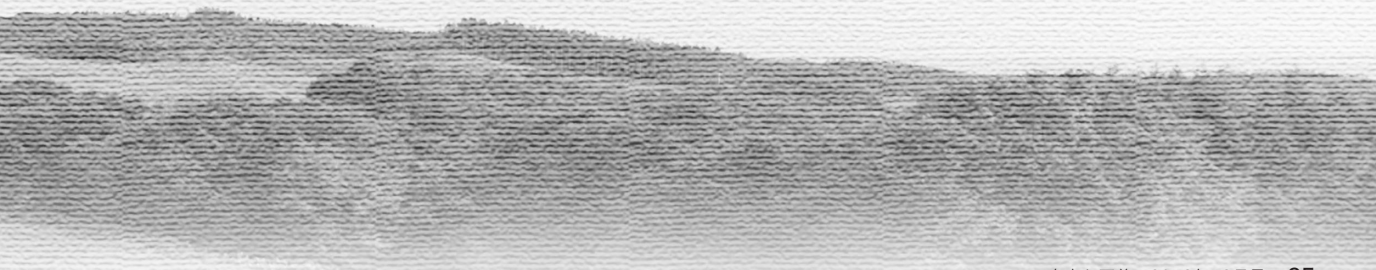
もし、小稿により、関心をもっていただけたのであれば、赴任というのは難しいかもしれませんが、この人生を楽しむ天才の国ブラジルまで、ぜひ一度お越しください。いつでも歓迎いたします。